

## デジタルインボイスの利活用に向けて～CTCという選択肢を考える～

情報システム部 委員 磯部 和郎

## デジタルインボイスとは

デジタルインボイスとは「請求情報（適格請求書の内容）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み」（デジタル庁）です。ここで重要なのは、売り手側の請求書作成システムと、これを受け取る買い手側の受信システムとが異なるベンダー製のものであっても問題なく送受信できることです。

わが国においてインボイス制度（適格請求書等保存方式）は2023年10月から始まりましたが、このインボイスをデジタルデータとしてネットワーク上でやりとりするためにデジタル庁およびデジタルインボイス推進協議会（EIPA）は、「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」等に関する標準仕様にEU域内各国で使用されていたPeppolを採用し、これを日本の商慣行にも適応させたJP PINTという仕様を開発し利用を推奨しています。

## 取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）について～

世の中のデジタル化が進む中、国税庁では、OECDにおける議論の方向性も踏まえつつ、事業者が取引先等と行うやり取りを可能な限りデジタルデータで実施し、人の手を介さずに自動処理できる環境（デジタルシームレス）を目指しています。これにより、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上が期待されています。

こうした中で、「税務行政の将来像2023」では、特に「事業者のデジタル化促進」として受発注から請求、決済、さらに会計、税務申告から納税までの一連の業務手続きを構造化された標準フォーマットのデータ形式にして一貫通貫で送受信できることで経済社会の業務効率の向上を図りたいとしています。（「情報通」2023年10月号参照）

## デジタルインボイス送受信の仕組みと利用状況

デジタルインボイスには、JP PINTによるPeppol準拠の仕様以外にも、様々なEDIシステムが存在します。従来から大手企業を中心に業界別のEDI標準が整備され活用されてきました。また、中小企業庁主導の『中小企業共通EDI』は、国連CEFACTに準拠した共通辞書を用いて業種の垣根を越えた企業間のビジネスデータの連携を行い、中小企業のデジタル化を目指しています。

これらどちらもデータ送受信のネットワークとしては、売り手と買い手の間に通信事業者として特定のプロバイダが介在することでインボイスデータが相手に伝わります。

デジタル庁のJP PINTでは、2025年2月3日現在、30のメーカーが提供する48のサービスにおいてデジタルインボイスを送受信する機能が実装されています。中小企業共通EDIシステムでは、共通EDIプロバイダとして認定された事業者がサービスを提供しています。

いずれの場合も、売り手が買い手にインボイスデータを送る場合、売り手の請求書発行システムに認定されたプロバイダがリンクしていなければそもそもデジタルインボイスが出来上がっても送信できませんし、仮に売り手側が準備よく対応するプロバイダと契約してデジタルインボイスを送信する条件が整ったとしても、買い手側が当該インボイスを受け取るためのプロバイダと繋がっていないと送受信は成立しません。

## 送受信のプロバイダ問題を乗り越えるために

このように通信上の条件が売り手・買い手間でマッチしないことから、私たち税理士が関与する中小零細事業者が、これまで紙ベースで請求書を発行していたところ、ある日思い立ってデジタルデータで請求書を送受信しようとしてもなかなか利用に至らないという状況があります。この点を打破するために私としては、次の二つのやり方の可能性を考えています。

## 1. 受信条件の無償利用

売り手が代金を請求するに際して、これをデジタル化するために一定のコスト負担があることについては、紙の請求書を郵送するのに少なくとも一通110円を要することを考え合わせると理解の得られることだろうと思います。他方、請求書を受け取る側では、郵便なら何らの負担もないところ、受信のためのシステムを導入して利用し続けるコスト負担に、例え受信後の後続業務が効率化されるかも知れないと分かっているにもかかわらず導入に至らないと思います。

そこで受信側の費用負担をなくすことで利用が広がるのではないかと考えています。公的機関や業界団体などの信頼できる組織が受信システムを無償提供することで、導入のハードルを下げることはできないのでしょうか。この点で官民の取り組みに向けた一層の努力を期待したいところです。

## 2. CTC（Continuous Transaction Controls）という選択肢の可能性

商流でのデジタルデータによる情報の受け渡しが一般的になる中、企業と税務当局間の情報の授受は、依然として定期的な過去データの遡及報告に留まっています。この状況は企業と税務当局にとって非効率であるだけでなく、脱税の大きな機会も提供していると言われています。そこで世界中の多くの政府は主に税の損失に対処するためにCTC（継続的取引管理）と呼ばれる対策を導入しているとのことです。

Peppolのガバナンスを担う非営利団体であるOpenPeppol（オープンペポル）は、ヨーロッパを中心に37か国が加盟しており、日本もデジタル庁が2021年9月からメンバーとなっています。このOpenPeppolにおいて、CTCの方式として、5コーナーモデルと呼ばれる仕組みの構築が進められています。現在のJP PINTの4コーナーモデルには税務情報収集機能がなく、税務当局は当事者ではありませんが、この5コーナーモデルでは税務当局をPeppolと連携した位置づけとして5コーナー（税務当局の代理的サービスプロバイダ）を介してPeppol内で送受信される請求書の税務情報収集機能を持たせるような仕組みを構築しているとのことです。（図参照）

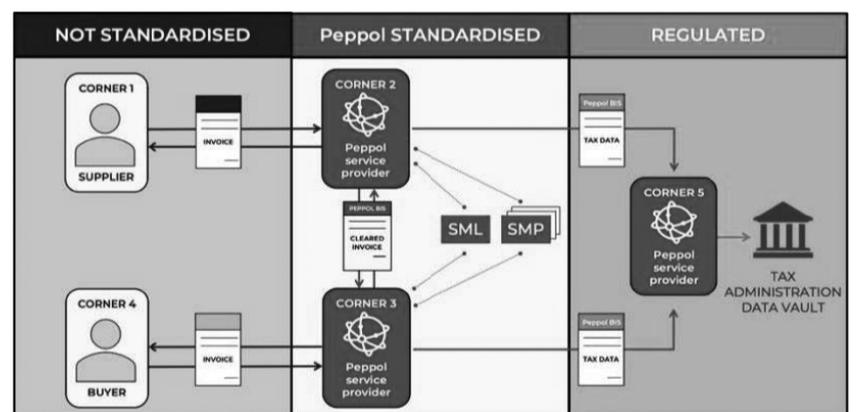


図. 5コーナーモデルの概念図（PeppolCTCリファレンス文書（2021年9月版）より）

〈図の解説〉本図は、OpenPeppol公式HP内のPeppol CTCリファレンス文書（2021年9月版）より抜粋した5コーナーモデルの概念図である。現在のデジタルインボイスが採用している「4コーナーモデル」は、左側の「NOT STANDARDISED（標準化されていない）」データを中央の「Peppol STANDARDISED（Peppol標準規格）」に変換し、取引を行うモデルである。一方、「5コーナーモデル」では、取引データを「REGULATED（規制された）」データとしてPeppolのサービスプロバイダーを経由し、「TAX ADMINISTRATION DATA VAULT（税務データ保管庫）」にほぼリアルタイムで収集する仕組みがOpenPeppolによって提案されている。

また、このCTCの5コーナーモデルには、さらに4つのタイプがあり諸外国では様々なモデルの導入が既に進められています。それぞれに特徴がありますが、今後、どのような仕組みが日本の法制度・商習慣に合うのか、官民あげて検討を進めるべき時期に来ています。

## 終わりに

証券取引においては、注文から決済までを電子的に処理し、自動連携で業務を効率化するSTP（ストレート・スルー・プロセッシング）が活用されています。この証券保管振替機構の決済照合システムにより、取引の迅速化とコスト削減が進んでいます。税務会計分野でも、このような成功事例を参考にデジタルインボイスの活用を進めたいところです。

デジタルインボイスを中心にして受発注業務から請求、決済情報をスマートに活用することで売掛金（買掛金）の自動消込が可能になる一方、この情報を仕訳データとして会計アプリが受け取り、決算処理に繋げると共に電子申告（e-Tax）を通じて電子納税にまで進むことができれば、事務作業の効率化による生産性の向上が図れます。加えて、売上・仕入の詳細情報が構造化され二次利用できるようになれば第三者の事業活動にも有効に働き効果的なデータの活用も可能になります。これこそがデジタル・トランスフォーメーションの目指すところだと考えています。